

○自己退職する場合、退職届はいつまでに提出しなければなりませんか。

⇒ 雇用期間に定めがない場合は、民法627条で、退職は申し入れの日から2週間で効力を生ずると規定されています。また、月給者については、月末に退職を希望する場合、月の前半以前に申し出をする必要があります。

○労働者の非違行為により、監督署に解雇予告除外認定申請を出すことになりました。申請は解雇後でも構いませんか。

⇒ 天災事変などやむを得ない事情で事業を続けることができなくなった場合や、労働者の側に即時に解雇されてもやむを得ない事情（一方的に労使の信頼関係を損ねる重大・悪質事案）がある場合に、解雇の予告や解雇予告手当の支払いをしないで、即時に解雇することができます。ただし、その場合は、事前に所轄の労働基準監督署で認定（解雇予告除外認定）を受ける必要があります。この制度の特徴は、即時解雇に当たり真にやむを得ない事情が存するかどうかを諸葛監督署長に認定させることにあるため、当該申請は解雇前に行うものとされています。

○労働者と突然連絡が取れなくなりました。どのようにしたらよろしいですか。この場合、退職扱い、解雇扱いのどちらになりますか。

⇒ 労働者が行方不明の場合は、裁判所の掲示板に掲示し、かつその掲示があった旨を官報・新聞に掲載する公示送達の方法があります。また、労働者が行方不明になった状況や過去の勤務状況、連絡の有無、連絡がとれなくなってからの期間などから、会社を辞めるつもりで行方不明になったことが明らかである場合は、黙示の自己退職として取り扱うことも可能と考えられます。